

道観構第 21001 号
令和 3 年 6 月 7 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

「令和3年度 ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）」
の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書10.(1)に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和3年6月11日(金)17時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和3年6月11日(金)17時
- (2) 企画書提出〆切 令和3年6月25日(水)17時
- (3) 企画審査会 令和3年7月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和3年7月中旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

地域支援本部地域観光部 担当：亀山、稲村

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：m_kameyama@visithkd.or.jp/inamura@visithkd.or.jp

令和3年度 ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）
企画提案指示書

1. 委託業務名

「ユニバーサルツーリズム推進事業（バリアフリー対応）」委託業務

2. 事業目的

アフターコロナを見据え、様々な観光シーンにおいて誰もが安全・安心に道内旅行を楽しむことができる環境を整備するため、道民が主体となった「おもてなし」の機運醸成を図り、誰にでも優しい「観光立国・北海道」としての受入体制整備の推進を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月4日（金）まで。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

8,200千円

6. 業務内容及び実施方法

(1) バリアフリー観光情報発信モデル動画の作成

①概要

モニター（障がいのある方）が実際に宿泊施設や観光施設、公共交通機関等を利用する様子を撮影し、情報発信のモデルとなる動画を作成する。

②内容

ア. 障がい当事者の視点

- ・動画を観ることで、施設設備・従業員対応・コロナ対策等が一度にわかること。
 - ・施設設備だけでなく、段差等細かい情報まで知ることができること。
 - ・従業員の対応を、利用者の目線で観ることができ、安心につながる。
- これらにより、アフターコロナの旅行需要喚起につながる。

イ. 観光事業者の視点

- ・コロナ終息後へ向けた、情報発信の取組の一つとして活用できること。
- ・どのような情報をどのように発信すべきかがわかること。
- ・コロナ対策をアピールできること。
- ・従業員対応を観て学ぶことができるため、一般従業員も配慮すべきことを抑えられること。

③モニター

障がいのある方と、その介助士又はご家族 2組。

④配信方法

当機構ホームページの「バリアフリー観光 in 北海道」に掲載すること（その他、URLを宿泊業界団体や観光協会に配布すること）。

⑤その他

ア. 事業実施内容の報告書の作成

撮影した映像の活用のため、調査の結果や施設設備の使用方法等を地域に情報提供すること。

イ. 上記以外で更なる広告宣伝や観光客、または観光関連事業者の意識啓発に効果が期待できる企画の提案をすること。

⑥実施期間

令和3年(2021年)8月～令和4年(2022年)2月中旬まで

(2) バリアフリー対応ノウハウ習得セミナーの実施

① 概要

バリアフリー観光におけるサービスの充実や向上に向け、観光関連事業者・自治体等を対象に、観光施設等におけるハード面及びソフト面のバリアフリー対応について、ノウハウを習得するためのセミナーを開催する。

②セミナー内容

- ・情報の発信方法や、利用者からどのような情報が求められているか等の内容も追加すること
- ・上記モデル動画との関連性をもたせること

(例)

- ・専門家によるバリアフリー対応の必要性や、取組の事例等の紹介。
- ・受入側による障がい者等の目線での疑似体験。
(旅行中の宿泊・食事・入浴等介助、体験観光等の介助、観光地見学等の介助状況等)
- ・障がい当事者等との意見交換、バリアフリー対応検討ワークショップ。
- ・観光関連施設（観光施設、宿泊施設、交通機関等）のバリアフリー状況の紹介。
- ・災害時における対応、連絡先等の情報整備。

③ 実施場所・回数

- ・道内5か所程度（過年度未実施地域等）合計5回
- ・北海道総合振興局・振興局所在地、観光関連施設等。

④ 対象者

観光関連事業者、観光ボランティア、観光施設従事者、自治体職員等。

⑤ 検証結果の取りまとめ

- ・セミナー終了後、エリア毎に、取組課題検証結果を成果物として作成すること。
- ・地域の取組を推進するため、検証結果や対応方法を地域に情報提供すること。

【注】 セミナーの開催はコロナウイルスの感染状況を踏まえて判断される。なお状況によってはオンラインでの開催を検討すること。

(3) アンケート調査の実施

北海道在住の高齢者や障がいのある方々に対してアンケート調査を行い、一回の道内旅行における消費単価について調査する。概要は次のとおり。

ア 対象者

北海道に旅行したことがある、高齢者及び障がい者（対象者数：200人以上）

イ 調査項目

観光振興機構が例年実施する「北海道来訪者満足度調査」における観光消費額を構成する要素（交通費、宿泊費、飲食費等）を参考に、1回の旅行における各構成要素の金額を調査し、旅行消費単価を明らかにすること。

具体的には、高齢者・障がい者および、同行者（介助者）について、工程毎（日帰り、2泊3日等）に各々の交通費・宿泊費・飲食費等を分類し調査すること。

(4) 事業の取組を広報するパブリシティの実施

ア 道内のテレビ局または、道内ラジオ局番組内放送枠を確保し、障がい者の観光機運醸成を図るための啓発を、実施期間内で4回～8回程度実施すること。

イ 道内の新聞、テレビ、雑誌、Web掲載等、無料で獲得できるパブリシティについて、実施期間内で4回～8回程度実施すること。

(5) 事業終了後、上記活動の結果、及び得られた成果等に関する報告書を作成。印刷2部及び電子データ（CD-R等に格納の上）により提出のこと。

7. 企画提案応募条件等

(1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業は、次の要件を満たしていること。

ア 次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 民間企業
- ・ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
- ・ その他の法人、又は法人以外の団体等

イ 暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること。

ウ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。

エ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員としてこの企画提案に参加する者でないこと。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

セミナー等の内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、研修等の内容は、バリアフリー観光の受入体制の整備に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

- ・令和3年(2021年)6月11日(金)17時 参加表明 締切
- ・令和3年(2021年)6月25日(金)17時 企画提案書 提出期限
- ・令和3年(2021年)7月上旬 企画提案の審査(審査会)
- ・令和3年(2021年)7月中旬 委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和3年(2021年)6月11日(金)17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:m_kameyama@visithkd.or.jp)

とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名
⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

(2) 提出期限 令和3年(2021年)6月25日(金)17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1緑苑ビル1階 公益社団法人北海道観光振興機構 地域支援本部 地域観光部(担当:亀山・稲村)

(4) 提出部数 7部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの6部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記

載すること。

ア これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

イ 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

ウ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

エ 見積書

費用項目の明細を記載すること。

*交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

12. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。

13. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北

海道観光振興機構に帰属するものとする。

(10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当：亀山・稲村

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：m_kameyama@visithkd.or.jp / inamura@visithkd.or.jp